

技 管 第 5 2 8 号
平成 2 9 年 7 月 1 1 日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会長
(一社) 山梨県消防設備協会長 殿

山梨県県土整備部長

施工体制台帳チェックリストの変更について (通知)

平素から山梨県の県土整備事業にご理解ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であります。

このため、県において本年度より、社会保険の加入に関する指導強化のため、「社会保険に関する下請負ガイドライン」に基づく企業の役割と責任の観点から、平成 2 7 年 3 月 1 3 日付け、技管第 1 5 3 3 号「適正な下請負施工の確保について」にて運用をしている「施工体制台帳(写し)提出時チェックリスト」に一部項目を追加することとしましたので通知します。

なお、対象工事につきましては、平成 2 9 年 7 月 1 0 日時点で契約しているものからとします。

つきましては、会員並びに関係団体に対しましての周知も併せてお願いします。

山梨県 県土整備部 技術管理課 技術基準担当 TEL 055-223-1682
--

【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】

確認事項

- 下請負人が指名停止期間中(山梨県)でない。
- 施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳に必要事項が誤りなく記載されている。
- 下請負人が建設業許可者である。
 [1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合。
 ※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを上記の額とする。(建設業法施行令)]
- 元請負人は特定建設業許可業者であり、「現場代理人及び技術者通知書」により監理技術者が通知されている。
 [1件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が4,000万円(建築工事の場合6,000万円)以上の場合]
- 下請負人の社会保険加入の有無を確認している。

発注者に提出する書類

- ①施工体系図(様式-18)
- ②工事担当技術者台帳(様式-19)
- ③本チェックリスト【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】
- ④施工体制台帳の写し(様式-16)
- ⑤別紙-2チェックリスト【下請負契約書記載事項のチェックリスト】(契約毎に)
- ⑥下請負契約書の写し(2次以下の下請負契約も含む)
- ⑦下請負人の建設業許可証の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)
- ⑧下請負人の技術者に関する技術者資格者証等の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)
- ⑨別紙-3チェックリスト(再下請負通知書のチェックリスト)(再下請負契約がある場合、契約毎に)
- ⑩再下請負通知書の写し(様式-17)(再下請負契約がある場合)

※発注者に提出すべき書類は、下請負契約状況に応じて異なります。
 「(参考)発注者に提出する書類」を参照して下さい。

自 社 (元 請) 名 :	下請負契約金額(税込): (以下に記載する金額の計)	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名1:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名2:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名3:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名4:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名5:	下請負契約金額(税込):	_____	特定・一般・許可無し

(参考)施工体制台帳を作成する際に元請業者が行うこと

- 施工体制台帳の作成および現場への備え置き(建設業法第24条の7第1項)
- 施工体制台帳に添付する書類は次のとおり(建設業法施行規則第14条の2第2項)
 - ・元請負人と発注者との契約書の写し
 - ・元請負人と下請負人との契約書の写し
 - ・元請負人の主任(又は監理)技術者が、その資格を有することを証する書面の写し
 - ・元請負人の主任(又は監理)技術者が、雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
 - ・専門技術者を配置する場合、その者がその資格を有することを証する書面の写し
 - ・専門技術者を配置する場合、その者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
- 施工体系図の作成及び見やすい場所への掲示(建設業法第24条の7第4項)
- 次に掲げる事項を下請負人に通知するとともに、当該事項を記載した書面の現場への掲示(建設業法施行規則第14条の3)
 - ・元請負人の商号又は名称
 - ・再下請通知を行わなければならない旨と再下請け通知を提出すべき場所

受注者の皆様へ

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であります。

このため、県において本年度より、社会保険の加入に関する指導強化のため、「社会保険に関する下請負ガイドライン」に基づく企業の役割と責任の観点から、平成27年3月13日付け、技管第1533号「適正な下請負施工の確保について」にて運用をしている「施工体制台帳（写し）提出時チェックリスト」に一部項目を追加することとしました。

なお、本運用は平成29年7月10日時点で契約している工事から適用としておりますのでご協力をお願いします。

○施工体制台帳（写し）等を提出する際のチェックリスト

【別紙ー1、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】

「施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリスト」は、次のサイトからダウンロードが可能です。

山梨県公共事業ポータルサイト（情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料→2 契約締結関係様式集→⑤下請関係）、又は山梨県庁ホームページの技術管理課サイト

公共工事の受注者（元請）は、法令を遵守するとともにチェックリストの内容を確認し、必要な書類を作成後、チェックリストと併せ、工事打合簿に添付して提出していただくようお願いします。

技 管 第 5 2 9 号
平成29年7月11日

森林環境部長
農政部長
企業局長
県土整備部各課(室)長
県土整備部各出先機関の長 殿

県 土 整 備 部 長

県工事における社会保険の加入に関する指導強化について(通知)

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であります。そのため、本県においては、平成24年11月より、建設業許可申請時等に加入状況を確認し、未加入企業に対する指導を実施するとともに、平成27年度からは、社会保険に加入していない場合、入札参加資格を与えないこととしてきました。

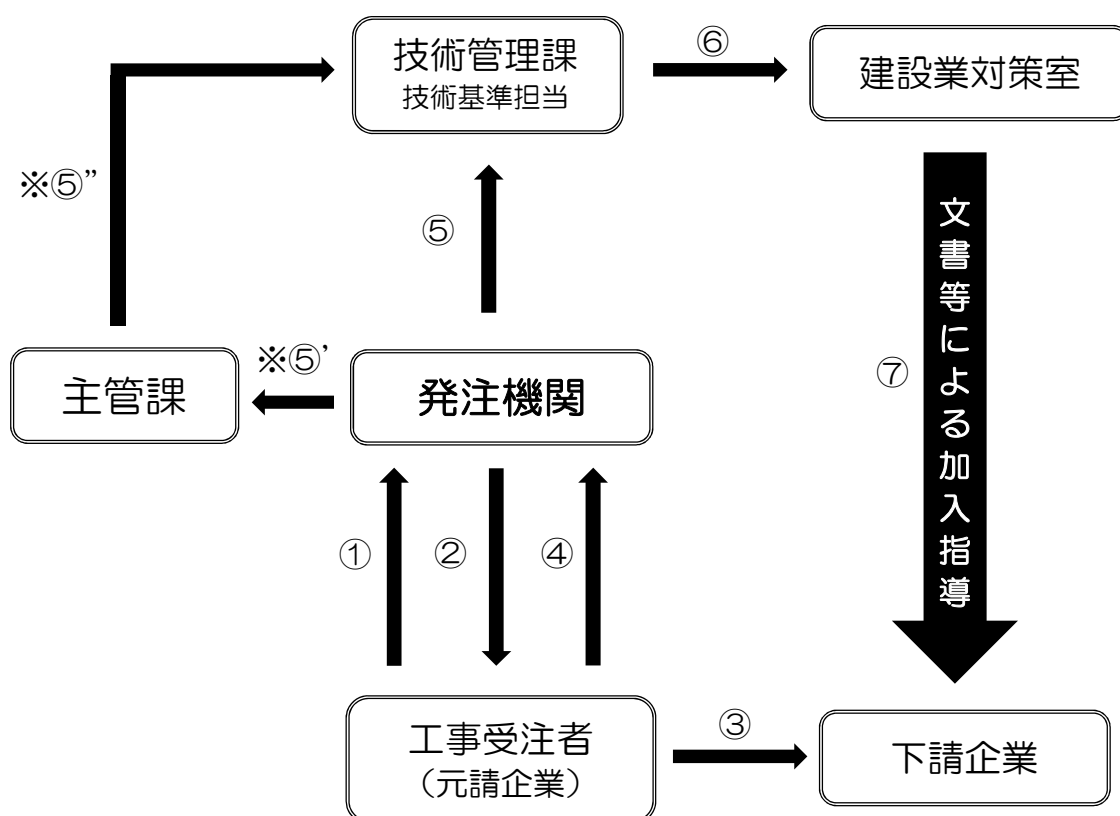
さらに本年度は、別紙「社会保険加入に関する指導強化の実施方法について」に基づき、下請企業に対する加入指導の強化を実施することとしましたので通知します。

なお、対象工事につきましては、平成29年7月10日時点で契約しているものからとします。

県土整備部 技術管理課 技術基準担当 TEL 055-223-1682 内線 7155

社会保険加入指導強化における実施フロー

○施工体制台帳により、未加入企業が確認された場合、次のフローにより加入指導強化を実施する。



- ① 施工体制台帳提出（別添1 チェックリスト確認）
- ② 工事打合簿により、元請企業に対し、下請企業へ社会保険に加入するよう指導する旨の通知（別添2）
- ③ 元請企業が下請企業に加入指導
- ④ 加入指導内容を発注者に報告（通知から7日以内に報告）
- ⑤ 通報様式（別添3）に必要事項を記載し、施工体制台帳・施工体系図の写しと併せ提出（※5'、※5''は、農務部・森林環境部・企業局が対象）
- ⑥ 通報様式（別添3）、施工体制台帳・施工体系図の情報提供
- ⑦ 文書等による加入指導

◎ 通報様式等は、指導内容の報告を受けてから提出

所 長		次 長		施 工 管 理 幹		課 長		担 当	
--------	--	--------	--	-----------------------	--	--------	--	--------	--

工 事 打 合 簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 ()		
契約番号	〇〇建設事-17-0000		
事業名	〇〇〇事業費		
工事名	〇〇道路改良工事	記載例	
工事場所	甲府市丸の内地内		
受注者名	(株)〇〇建設		
<p>(内 容)</p> <p>下請企業の社会保険加入について</p> <p>.....</p> <p>下請企業である〇〇組において、施工体制台帳を確認したところ、〇〇保険と〇〇保険が未加入となっているため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(国交省.HP.参照)に基づき、〇〇組に保険に加入するよう指導し、7日以内に指導内容(〇〇組の対応状況を含む)を報告すること。</p> <p>.....</p> <p>また、未加入企業には、建設業法に基づき、建設業対策室から文書等による加入指導があることを下請企業に知らせること。</p> <p>.....</p> <p>なお、報告後、〇〇組の保険加入状況に変更があった場合は、施工体制台帳を再度、提出すること。</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	監督員	(印)	平成 年 月 日
	現場代理人 主任(監理)技術者	(印) (印)	平成 年 月 日

(注) 打合わせの都度2部作成し、各々保管する。

第1回社会保険加入実態調査結果

【調査内容】

- 森林環境部、農政部、県土整備部及び企業局発注の公共工事。
- 平成29年5月25日時点、施工中の工事が対象。
- 調査した工事件数は、422件。

【調査結果】

① 下請があった工事のうち1次下請に未加入が確認された割合

下請があった 工事件数	1次下請に未加入が 確認された工事件数	未加入率
332	25	8%

② 下請業者全体に対する未加入率 【※下請数はのべ数（重複あり）】

全 下 請		
下請数	未加入数	未加入率
1,528	42	3%

③ 1次下請のうちの未加入率 【※下請数はのべ数（重複あり）】

1 次 下 請		
下請数	未加入数	未加入率
1,142	26	2%

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(課長通知)でその取扱いについて明確化する

ガイドライン改訂の主な内容

(平成28年7月28日より施行)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題
- このため、下請指導ガイドラインを改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書について、以下のとおり明確化する

- ① 法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ② 再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

ガイドラインの取扱いについて

（「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」（平成28年7月28日付国土建第429号）より）

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
 - 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである
 - ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合（雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない）
 - ② 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
 - なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
- ※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

(参考) 雇用と請負の明確化について

■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略) 保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

- (A) **労働者である社員**：雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要
- (B) **請負関係にある者**：個人で国民健康保険、国民年金に加入

①下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

②元請企業

- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

- 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある** (※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)
 - 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ
- ⇒ 詳しくは、『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照

平成 29 年 4 月 3 日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場等の取扱いについて

国土交通省では、平成 24 年 11 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を施行し、平成 29 年度を目標年次として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んでまいりました。ガイドラインにおいては、遅くとも平成 29 年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきこととしております。

今般、目標年次としてきた平成 29 年度を迎えるにあたり、ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについてあらためて整理しますので、下記についてご了解願います。

記

（ガイドラインの記述）

「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」

（記述の趣旨）

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なります。ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。

加入すべき「適切な保険」については、「【資料 1】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について」をご確認下さい。

（保険の適用関係がわからない場合について）

どの保険に加入するべきかわからない場合は、個別に最寄りの年金事務所（健康保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）等にお問い合わせ下さい。

また、各都道府県社会保険労務士会において、無料の電話相談窓口を設置しておりますので、個別事例のご相談にご活用下さい。（【資料 2】社会保険労務士に相談しやすくなりました（チラシ））



所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

- 3保険
- 健康保険及び厚生年金保険
- 3保険
- 雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)
- 医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ : 個人で加入

<建設業に従事している皆様へ>

社会保険労務士に相談しやすくなりました！

建設業では平成29年度を目処に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して社会保険の加入促進に取り組んでいます。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度以降においては適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は下請企業として選定しないとの取扱いとすべきであるとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきであるとしています。

社会保険って何...? どの保険に入ればいいの...?
法定福利費って何...? 保険料はいくらになるの...?



1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。(連絡先については裏面参照。)
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

安全大会で社会保険を取り上げたいけどどうしたら...?



2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。(連絡先については裏面参照。)
 - ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
 - ③社会保険労務士が、1)社会保険未加入対策等に関する講演、2)大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。
- (※費用については個別にご相談下さい。)

ぜひご利用ください！

都道府県社会保険労務士会

平成28年11月末現在

	都道府県会	所在地	電話番号	FAX番号
1	北海道社会保険労務士会	〒064-0804 札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951	011-520-1952
2	青森県社会保険労務士会	〒030-0802 青森市本町5-5-6	017-773-5179	017-775-1428
3	岩手県社会保険労務士会	〒020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373	019-651-7841
4	宮城県社会保険労務士会	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573	022-223-0674
5	秋田県社会保険労務士会	〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777	018-863-1839
6	山形県社会保険労務士会	〒990-0025 山形市あこや町2-3-1 錦産業会館2F	023-631-2959	023-631-2981
7	福島県社会保険労務士会	〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430	024-534-5432
8	茨城県社会保険労務士会	〒311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864	029-350-3222
9	栃木県社会保険労務士会	〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46	028-647-2028	028-647-2007
10	群馬県社会保険労務士会	〒371-0846 前橋市元総社町528-9	027-253-5621	027-253-5679
11	埼玉県社会保険労務士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864	048-826-4866
12	千葉県社会保険労務士会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハイネスビル7F	043-223-6002	043-223-6005
13	東京都社会保険労務士会	〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751	03-5289-8820
14	神奈川県社会保険労務士会	〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245	045-662-9220
15	新潟県社会保険労務士会	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759	025-250-7769
16	富山県社会保険労務士会	〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432	076-441-0255
17	石川県社会保険労務士会	〒921-8002 金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2F	076-291-5411	076-291-5415
18	福井県社会保険労務士会	〒910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル3F	0776-21-8157	0776-21-8103
19	山梨県社会保険労務士会	〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064	055-244-6065
20	長野県社会保険労務士会	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-14 JANAがの会館3F	026-223-0811	026-267-6225
21	岐阜県社会保険労務士会	〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11	058-272-2470	058-272-2910
22	静岡県社会保険労務士会	〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-249-1100	054-247-4795
23	愛知県社会保険労務士会	〒456-0032 名古屋市中区三本松町3-1	052-889-2800	052-889-2803
24	三重県社会保険労務士会	〒514-0002 津市島崎町255	059-228-4994	059-224-0327
25	滋賀県社会保険労務士会	〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6F	077-526-3760	077-526-1800
26	京都府社会保険労務士会	〒602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881	075-417-1880
27	大阪府社会保険労務士会	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188	06-4800-8177
28	兵庫県社会保険労務士会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864	078-360-1588
29	奈良県社会保険労務士会	〒630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070	0742-23-6071
30	和歌山県社会保険労務士会	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584	073-431-3829
31	鳥取県社会保険労務士会	〒680-0845 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4F	0857-26-0835	0857-26-2101
32	島根県社会保険労務士会	〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-26-0402	0852-26-0412
33	岡山県社会保険労務士会	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13 旧岡山あおば生命ビル7F	086-226-0164	086-226-0180
34	広島県社会保険労務士会	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481	082-212-4482
35	山口県社会保険労務士会	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720	083-923-9802
36	徳島県社会保険労務士会	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2F	088-654-7777	088-654-7780
37	香川県社会保険労務士会	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040	087-862-6733
38	愛媛県社会保険労務士会	〒790-0813 松山市萱町4-6-3	089-907-4864	089-923-1133
39	高知県社会保険労務士会	〒780-8010 高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151	088-833-1156
40	福岡県社会保険労務士会	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多借成ビル3F301号	092-414-8775	092-414-8786
41	佐賀県社会保険労務士会	〒840-0843 佐賀市川原町8-27 平和会館内	0952-26-3946	0952-26-4107
42	長崎県社会保険労務士会	〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454	095-821-2515
43	熊本県社会保険労務士会	〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F	096-324-1124	096-324-1208
44	大分県社会保険労務士会	〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4F	097-536-5437	097-536-5447
45	宮崎県社会保険労務士会	〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F	0985-20-8160	0985-60-3870
46	鹿児島県社会保険労務士会	〒890-0056 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F	099-257-4827	099-257-2219
47	沖縄県社会保険労務士会	〒900-0032 那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6F	098-863-3180	098-863-3563

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところである。

また、平成26年9月30日に改正された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）においては、「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めているが、平成24年5月には、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正を行ったところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成26年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入

状況を目指すべきである」とされており、本ガイドラインは、この目標を達成するため、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の

現場入場を認めないことを具体的に予定しつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。

イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

エ 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導すること。

加えて、平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施し、その取組を拡大することが望ましい。作業員についても、工事の規模等に鑑みて可能である場合には、すべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）において適用状況を確認することができる。

については、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事において、

再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能である。(別紙1)

このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行うこと。

施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導

施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されている。(別紙3)

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況(以下「保険加入状況」という。)を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員(建設業に従事する者に限る。以下同じ。)について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能である。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講

ずるよう努めること。情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能である。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年国土交通省告示第363号）に留意し、適切に取り扱うことが必要である。

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

（6）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。

（7）建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ （2）に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

（8）法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならない

いこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

第3 下請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。

(2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無
- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無

・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすること。

(3) 元請企業が行う指導等への協力

元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わるすべての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担することや、再下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認し、自社の雇用者も含めてその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それらの状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

また、元請企業が、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について現場入場を認めない取扱いをする場合には、下請企業においてもこの措置に協力し、適切な保険に加入していることを確認できない作業員を現場に入場させないようにすること。

規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

(4) 雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

(5) 再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第2（8）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要があり、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積るとともに提出する見積書に明示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。その際、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

再下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。（平成27年4月1日、平成28年7月28日一部改訂）

このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称	
------	--

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ¹	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴

監 督 員 名	安全衛生責任者名

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
 2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
 3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
 4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
 5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ¹	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者名 及び 住所				
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日
	契 約 日	年 月 日		

契 約 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

- 1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2 請負契約に係る営業所の名称について記載。
- 3 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙3 作業員名簿の作成例

○社会保険関係について別葉とする例

元請確認	
------	--

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
 所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな 氏名	社会保険		
		健康保険 ¹	年金保険 ²	雇用保険 ³
1				
2				
3				

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認	
------	--

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
 所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな 氏名	職種	最近の健康診断日	特殊健康診断日	健康保険 ¹	教育・ 雇入・職長 特別教育	実施年月日
			血圧 血液型	種類	年金保険 ² 雇用保険 ³		場年月日 教育実施日)
1		班長コード		年月日			年月日
							年月日
2		班長コード		年月日			年月日
							年月日
3		班長コード		年月日			年月日
							年月日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

【総論】

1. 社会保険とは。 … P4
2. 保険に加入するとどんなメリットがあるか。 … P4
3. 建設業における社会保険未加入対策とは何か。 … P4
4. 国土交通省が加入を推進している社会保険とは。 … P4
5. なぜ国土交通省が保険加入を推進するのか。 … P5
6. 国土交通省は今後どのような目標をもって保険未加入対策を進めるのか。 … P5

【社会保険への加入について】

7. 保険未加入問題については、工事費は安ければよいという発注者にも問題があるのではないかと。 … P6
8. ただでさえ少ない給料から保険料を引かれたら生活できないのだが。 … P6
9. 経営が厳しい中で保険料の事業主負担がこれ以上増えたら経営が成り立たないのだが。 … P6
10. 国民年金や国民健康保険への加入も強制されるのか。 … P6
11. 建設国保組合などの国民健康保険組合に入っている人も協会けんぽに入り直さないといけないのか。 … P6
12. 国民健康保険や国民年金の加入者や社会保険に該当しない短期の雇用者は保険未加入という扱いになるのか。 … P7
13. 現場を転々と渡り歩いている作業員も社会保険に加入させなければならないのか。 … P7

【建設業許可・更新における未加入対策】

14. なぜ建設業法で保険未加入者を取り締まるのか。 … P8
15. 社会保険未加入対策に関連した平成24年5月の建設業法関係法令の改正内容はどのようなものか。 … P8
16. 建設業の許可や許可の更新等の申請と社会保険未加入対策の関係は。 … P8
17. 建設業許可が不要な、軽微な工事のみを請け負う業者にも保険加入の指導は行われるのか。 … P8
18. 測量・設計業や警備業など、建設業に関連する業種も対象となるのか。 … P8
19. 従業員数は直用の者を含めて数えるのか。 … P8
20. 建設業許可の申請時に保険加入を証明する資料としてどういった書類を提出する必要があるのか。 … P9
21. 建設業許可の申請時に保険加入を証明する資料としてどういった書類を提出する必要があるのか。 … P9
- 申請時の添付資料に記入する事業所整理記号や労働保険番号は何をみればわかるのか。 … P9
22. 社会保険に加入していない企業は建設業の新規の許可や更新等の許可が受けられないのか。 … P9
23. 保険未加入が判明した場合、すぐに許可行政庁から保険担当部局へ通報されるのか。 … P9
24. 建退共への加入状況もチェックされるのか。 … P9

【元請企業から下請企業への指導】

- 25. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」とは。 … P10
- 26. 平成27年4月1日から適用する「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の具体的な改訂内容は。 … P10
- 27. 元請企業に求められる保険未加入者の排除措置はどのようなものか。 … P11
- 28. 元請企業が下請企業の保険加入の指導を行うのはなぜか。 … P11
- 29. 下請企業への現場での社会保険加入の確認・指導の具体的な方法は。 … P11
- 30. 元請企業による指導の対象となる下請企業の範囲は。 … P11
- 31. 元請企業は2次、3次など下位の下請企業も直接指導するのか。 … P11
- 32. 元請企業による保険加入の下請に対する指導の具体的な方法は。 … P11
- 33. 元請企業による下請企業の保険加入状況の把握方法は。 … P11
- 34. 再下請負通知書による保険加入状況の確認はどのように行うのか。 … P12
- 35. 作業員名簿による確認・指導方法について。 … P12
- 36. 建設業許可を持たない下請企業も元請による指導の対象となるのか。 … P12
- 37. 下請企業の未加入が判明した場合の取扱いは。 … P12
- 38. 保険加入の指導に従わない下請企業の取扱いは。 … P12
- 39. 台帳や名簿等の確認は必ず工事現場で行わなければならないのか。 … P12
- 40. 元請企業は工事現場にいるすべての従業員の保険加入状況を把握する必要があるか。 … P13
- 41. 元請企業が未加入の下請企業を指導しているか、チェックされるのか。 … P13
- 42. 元請企業が未加入の下請企業を指導していない場合、元請企業に対し何か罰則があるのか。 … P13
- 43. 社会保険未加入の作業員の入場を禁止する必要があるか。 … P13
- 44. 未加入業者を将来的に現場から排除することについての法令の根拠は。 … P13

【台帳、名簿の記載方法等】

- 45. 作業員名簿の様式はガイドライン別紙3の通りでなくてはならないのか。 … P14
- 46. 施工体制台帳の中で、一人親方については国保の番号を記載するのか。 … P14
- 47. 下請企業を指導する義務は施工体制台帳の作成が義務づけられていない元請企業には課されていないのか。 … P14
- 48. 作業員の保険加入番号の把握は個人情報保護法に抵触する恐れがあるのではないかと。 … P14

【一人親方について】

- 49. 一人親方は労働者か、それとも請負人か。 … P15
- 50. 労働者か請負人かを見分ける方法は。 … P15
- 51. 労働者か請負人か判断が難しいケースがあるのだが。 … P15
- 52. 法定福利費の事業者負担を避けるため、一人親方などの請負の重層化が進むのではないかと。 … P15
- 53. 社会保険の強制加入が進むと1人親方が増えるというが。 … P15
- 54. なぜ一人親方の増加を抑える必要があるのか。 … P16
- 55. 一人親方対策として何を行えばいいのか。受注量の変動がある以上、雇用化は無理ではないのか。 … P16

【法定福利の確保】

56. 法定福利費の確保に向けた行政の取り組みは。 … P17
57. 下請企業から元請企業(上位の注文者)に対して提出する見積書に法定福利費の内訳を明示することは法律上の義務であるのか。 … P17
58. 公共工事の発注価格には法定福利費は含まれているのか。 … P17
59. 法定福利費を確保するため、専門工事業団体は何をすればいいのか。 … P18
60. 専門工事業団体による標準見積書の作成はどのように進められたのか。 … P18
61. 「作成手順書」には何が定められているのか。 … P18
62. 法定福利費の内訳明示は下請総額に占める法定福利費の総額でいいのか。 … P18
63. 労務費相当額がわからず、法定福利費の額を抜き出すのが難しい場合は。 … P19
64. 見積の段階では、社会保険等に参加すべき作業員が把握できないので、必要な法定福利費が正確に把握できないのだが。 … P19
65. 受注者に対し、社会保険料を支払わない発注者や元請は原価割れ契約を禁止する建設業法第19条の3に違反しているのではないのか。 … P19
66. 指し値発注の中で法定福利費をオンさせることは難しいのではないのか。 … P19
67. 法定福利費は民間工事では計上できないのか。 … P19
68. 法定福利費を別途請求できる仕組みを作ることがまず必要ではないのか。 … P19
69. 消費税のように契約額に一定率を掛ける形で法定福利費を支払う方法はとれないのか。 … P20
70. 保険料相当額を発注者の見積りに算入することが必要ではないのか。 … P20

【関係者一体となった保険未加入対策】

71. 社会保険未加入対策推進協議会とは何をする団体で、どんな人が参加しているのか。 … P21
72. 建設業団体から会員企業への周知はどのように行えばいいのか。 … P21
73. 建設業団体に加入していない事業者へどう周知するのか。 … P21
74. 周知・啓発のポスター、チラシやパンフレットを入手するには。 … P21
75. 保険加入に消極的な経営者に対して労働者からできることは。 … P21
76. 社会保険等への加入手続きについて相談したいときは。 … P21

No	質問内容	回 答
【総論】		
1	社会保険とは。	<p>私たちの長い職業生活の中では、病気、けが、出産、育児、休職、失業、老齢、介護、死亡など心身上さまざまな問題が生じます。保険は、こういったリスクに備えて人びとが集まってあらかじめお金を出しあい、実際にリスクに遭遇した人に必要なお金やサービスを支給する仕組みです。</p> <p>社会保険はこういった保険の仕組みを活用して、法律によって国民に加入を義務づけています。給付と負担の内容が決められており、労働者と事業主が負担する保険料と国の税金などによって支えられています。日本では、医療保険、年金保険、介護保険、労働者災害補償保険(労災保険)、雇用保険の5つの保険制度にわかれています。</p> <p>社会保険未加入対策では、このうちの労災保険と介護保険を除いた、医療保険、年金保険、雇用保険一の3つの保険制度を加入の対象にしています。</p> <p>なお、建設業法にもとづいて保険加入の確認や指導が行われる際の書面に「健康保険等の加入状況」と記されている場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3つの保険制度を指すことに注意してください。</p>
2	保険に加入するとどんなメリットがあるか。	<p>社会保険制度は、私たちの長い職業生活の中で避けては通ることのできない心身上のさまざまな問題に対処するために設けられた社会保障制度です。</p> <p>社会保険制度は、私たちが病気やけがをした時に、それらの治療に必要な経費を保険でまかなう制度です。所得が低ければ低い保険料になっており、実際にかかった費用よりもはるかに安い費用で済ませることができま。</p> <p>また、病気やけがで働けなくなった時や、高齢化により働けなくなった時にも、その生活を支えるための給付金や年金などの支給を受けることができます。さらには、失業して収入が途絶えた時は、一定の期間、失業給付を受けることにより、その生活が支えられるという仕組みにもなっています。</p> <p>このように社会保険制度は、医療、老後の生活、失業などさまざまな角度から生活を支えることを目的とした保険制度なので、労働者本人だけでなくその家族も含めて、より安心して生活をおくることができる仕組みになっていることから、保険に加入するメリットは大きいと考えられます。</p> <p>なお、社会保険制度は国民が支える制度となっており、メリットの有無にかかわらず、職場で働く者の義務として加入しなければなりませんので、未加入者はこの機会に加入する必要があります。</p>
3	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	<p>建設産業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、企業としての未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。</p> <p>社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若年入職者が減少する一因となっています。そして、若年入職者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となり、建設産業自体の持続的発展が妨げられることとなります。</p> <p>一方、法律を守らない保険未加入企業の存在によって、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。</p> <p>こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。</p>
4	国土交通省が加入を推進している社会保険とは。	<p>国民皆保険として法律で国民の加入が義務づけられている保険制度には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険があります。これらはいずれも1人では支えきれない暮らしの中の避けがたいリスクを国民全体で支えるための仕組みです。</p> <p>医療保険は、病気やけがで病院にかかった際に医療費がかかるリスクに対し、一定の自己負担だけで治療を受けられるようにするもので、健康保険や国民健康保険などがあります。年金保険は、年をとって仕事ができなくなり、収入がなくなるリスクに対し、一定の年齢以上になったらそれまでの加入期間に応じて毎月年金(障害を負ったときや本人が亡くなった時は障害年金や遺族年金)の給付を受けられるもので、厚生年金や国民年金などがあります。雇用保険は、失業して収入がなくなるリスクに対し、生活を安定させて就職活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。労災保険は、業務上や通勤上の傷病リスクに対し、療養費用などの支給を受けられるものです。</p> <p>この4保険のうち、労災保険は、建設業の場合、原則として元請が一括して加入する方法が一般的ですが、医療、年金、雇用の各保険は、企業ごとに加入することになっています。しかし、建設業の場合、下請を中心に企業の未加入、労働者の未加入が多数存在しています。</p> <p>このため、医療保険、年金保険、雇用保険を対象として、法律の規定に沿って、加入を勧める為の取組が進められています。</p>

No	質問内容	回 答
5	なぜ国土交通省が保険加入を推進するのか。	<p>社会保険などは国の制度であり、これを所管しているのは厚生労働省ですので、これまでも厚生労働省では加入を進めるためのさまざまな取り組みが行われており、今後も加入促進に取り組むことには変わりありません。</p> <p>一方、建設業の適正な競争環境の構築や、持続的な発展を確保することなど産業行政については国土交通省が担当となります。</p> <p>今回の保険未加入対策の取り組みは、とくに建設業において医療保険、年金保険、雇用保険の3保険への加入状況が低いことによって</p> <p>①適正に法定福利費を負担する企業ほどコスト高となって競争上不利となる現在の不健全な競争市場を改善する必要がある</p> <p>②いざというときに公的保証が確保されない、賃金が低下するなど悪化が進む技能労働者の就労環境を改善し、若年者の入職の減少と高齢化に歯止めをかける必要があることから、国土交通省も建設産業行政の一環として、厚生労働省とも十分に連携しつつ、保険加入を徹底していくこととなりました。</p>
6	国土交通省は今後どのような目標をもって保険未加入対策を進めるのか。	<p>国土交通省は、中央建設業審議会の取りまとめをふまえて、実施後5年(平成29年度)をめどに、事業者単位では加入義務のある許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業と同水準の加入状況を目指しています。</p> <p>具体的には、建設業の許可・更新時等に保険への加入状況を確認すること等を通じて加入率の向上をはかり、平成29年度以降すべての許可業者が適正に加入済みとなることを目指しています。</p> <p>また、専門工事業の業態、職種によっては、保険加入の現況と目指すべき姿にギャップがあることから、まずは排除方策の全体像を示したうえで、まずは周知・啓発を重点的に行い、つぎに、下請への加入の指導を進め、その後、加入企業の優先的活用を進めることで、平成29年度以降は未加入者を現場から排除することとしています。</p>

No	質問内容	回 答
【社会保険への加入について】		
7	保険未加入問題については、工事費は安ければよいという発注者にも問題があるのではないか。	<p>保険未加入問題については、建設投資が大きく減少し受注競争が激化する中で、過度の価格競争や法定福利費までも変動費化するような不公正な競争が行われるところに問題を発生させる構造的な一つの要因があります。</p> <p>この問題に対応するためには、ただ安ければよいという発注者も、またダンピングしてまでも受注したいという受注者も、いずれも今の建設産業界の窮状を踏まえて、その行動のあり方を顧みることが必要です。</p> <p>このため、国土交通省では、主な民間発注者団体に対し、法定福利費の確保により社会保険等未加入対策の徹底を図る観点から、建設工事の発注に当たって公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと等を求めているところです。</p> <p>いずれにしてもこの問題は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって取り組むことが不可欠であり、社会保険未加入対策推進協議会など様々な機会を通じて関係者一体となった取り組みが進められています。</p>
8	ただでさえ少ない給料から保険料を引かれたら生活できないのだが。	<p>社会保険などは、失業や老後の無収入、病気やけがといった私たちが日常暮らしていく中で個人では支えきれないリスクを、社会全体で支えてくれる仕組みです。みんなでリスクを支える必要があるため、保険の加入は法律上の義務となっています。同時に、このセーフティネットを利用することは国民の権利でもあります。</p> <p>これらの保険によるさまざまな給付は、加入することによってはじめて利用することができます。給付のための費用は、加入する労働者が負担する保険料はもちろんですが、事業主が負担する保険料(法定福利費)、さらには公の税金も投入されていますので、総じてみれば、暮らしの中のさまざまな避けがたいリスクに1人で備えるよりも手厚い給付を受けることができます。</p> <p>保険料の支払いはたしかに負担ではありますが、失業や老後の無収入、病気の時の高額な医療費負担に備えるためにも、社会全体で支えあう保険に加入しておくことが必要ですし、有利とも言えるでしょう。</p> <p>平成25年度以降の公共工事設計労務単価の設定に当たっては、本人負担分の法定福利費相当額が適切に反映されており、国土交通省から建設業団体、公共発注者及び民間発注者団体に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いや社会保険への加入の徹底等が繰り返し要請されています。</p>
9	経営が厳しい中で保険料の事業主負担がこれ以上増えたら経営が成り立たないのだが。	<p>社会保険などは、暮らしの中の避けがたいリスクを社会全体で支えるための仕組みですので、保険の加入は法令上の義務となっています。大切な従業員のことを考えれば、加入は企業の責務であり、保険料の事業主負担分(法定福利費)は、企業としてどうしても負担しなければならない経費です。</p> <p>また、法律を守らない未加入企業が、法律をきちんと守って法定福利費を適正に負担している真面目な企業よりも競争上有利になるような市場環境は是正する必要がありますし、建設業に若年者が安心して入職できるようにするうえで、社会保険などの福利厚生を整備して就労環境を改善することは、企業にとっても建設業の将来にとっても必要不可欠です。</p> <p>たしかに、保険未加入対策の推進にともなって、未加入企業には加入や法定福利費の負担がこれまで以上に強く求められることとなります。そのための原資となる法定福利費が発注者から適切に支払われていない場合は、これが適切に支払われるよう、受注者側からも求めていく必要があります。</p> <p>国土交通省も法定福利費が着実に流れるよう、ダンピング対策や法令遵守の徹底、発注者や元請などへの働きかけを行うとともに、事業主負担分の法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、国土交通省直轄工事の積算方法を見直しています。また、平成25年4月から適用されている設計労務単価では、本人負担分の法定福利費相当額をきちんと反映し、併せて建設業団体、公共発注者及び民間発注者団体に対し、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、社会保険等の加入の徹底等について要請を行うなど、環境整備を進めています。</p> <p>また、元請企業から下請企業、さらには技能労働者にまで法定福利費が行きわたるよう、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を関係者一体となって推進しています。</p>
10	国民年金や国民健康保険への加入も強制されるのか。	<p>国土交通省が進めている建設業の社会保険未加入問題への対策は、建設企業で働く労働者にいざというときの公的保証を確保するため、健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入を進めているものです。</p> <p>事業所で健康保険や厚生年金保険が適用されない人は国民健康保険や国民年金の被保険者となりますので、自ら適切な保険に加入手続きをしなければなりません。</p>
11	建設国保組合などの国民健康保険組合に入っている人も協会けんぽに入り直さないといけないのか。	<p>現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいるところですが、保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することが求められています。</p> <p>病気やケガに備えた医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められています。協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険等未加入対策上、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。</p> <p>※ 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人です(現在では新設は認められていません)。</p> <p>なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もありますが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものです。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。</p>

No	質問内容	回 答
12	国民健康保険や国民年金の加入者や社会保険に該当しない短期の雇用者は保険未加入という扱いになるのか。	<p>社会保険等未加入対策の取組は、法人・個人事業主の別や、個人事業主にあつては従業員規模等を踏まえて、現行制度で求められている適切な保険への加入を確保しようとするものであり、現行法制度に沿って適正に国民健康保険や国民年金に加入している方については、改めて保険に入り直す必要はありません。</p> <p>また、臨時に使用され一ヶ月以内で日々雇用される方等についても、健康保険や厚生年金保険の適用除外となりますので同様です。</p> <p>作業員名簿には、加入している保険の名称と、被保険者番号を記載しますので、健康保険や厚生年金への加入義務がない方は、国民健康保険や国民年金保険に加入していれば保険加入として扱われるため、作業員名簿に加入している保険名等を記載することが必要です。</p> <p>しかしながら、国民健康保険や国民年金保険に加入している方であっても、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であつて常時従業員を使用している場合など、健康保険や厚生年金保険への加入義務がある事業所で働く方については、適正な保険に加入するよう、元請企業は下請企業を指導しなければなりません。</p>
13	現場を転々と渡り歩いている作業員も社会保険に加入させなければならぬのか。	<p>建設工事は、単品受注生産という特性があり、このため、技能労働者は、様々な注文者の工事に従事することが通常です。工事現場が様々であっても、技能労働者の就労形態に応じて所定の社会保険等に加入することが法律で義務づけられていますし、また、建設業の持続的発展に必要な人材の確保、企業間の健全な競争環境の構築を図る上でも社会保険等への加入は不可欠です。</p> <p>このため、今般、建設現場で広く普及している建設業団体が作成している作業員名簿の様式が改正され、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されました。</p> <p>この作業員名簿を活用することによって、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員の社会保険欄を確認し、空白になっているなどの場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すべきことが「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において定められています。</p>

No	質問内容	回答
【建設許可・更新における未加入対策】		
14	なぜ建設業法で保険未加入者を取り締まるのか。	建設業における適正な競争環境の構築や、建設業の持続的な発展の確保など、産業行政については国土交通省が担当となります。 今回の社会保険未加入対策の取り組みは、とくに建設業で保険への加入状況が低いために、 ①不健全となっている現在の競争市場を是正する必要がある ②低水準となっている技能労働者の就労環境を改善し、若年者の入職の減少と高齢化に歯止めをかける必要がある という建設業の健全な発展をはかる観点から行われるものです。 建設業法の「建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与する」という目的をふまえ、加入を義務づける保険関係法令を守らない未加入企業は建設業者として不適当であることから、建設業の健全な発展をはかるために必要な指導を行うとともに、必要に応じて監督処分の対象として厳正に対処することになっています。
15	社会保険未加入対策に関連した平成24年5月の建設業法関係法令の改正内容はどのようなものか。	平成24年5月に建設業法施行規則及び経営事項審査の項目及び基準を定める告示が改正されました。改正内容は以下の3点です。 ① 許可申請書の添付書類に保険加入状況を記載する書面を追加(施行規則第4条改正、様式第20号の3追加) 建設業の許可又は許可更新の申請時に地方整備局又は都道府県の許可行政庁が保険加入状況の確認、指導等を行うため、申請書の添付書類に社会保険等への加入状況を記載する書面が追加され、その様式が整備されました。【施行:平成24年11月1日】 ② 施工体制台帳等の記載事項に保険加入状況を追加(施行規則第14条の2、第14条の4改正) 特定建設業者が下請負人の保険加入状況を把握し、適切な指導等を行い建設工事の適正な施工を確保するために、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知の通知事項として社会保険等への加入状況が追加されました。【施行:平成24年11月1日】 ③ 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化(施行規則様式第25号の11、様式第25号の12改正、告示第1の4の1、付録第2改正) 経営事項審査において、「健康保険及び厚生年金保険」の審査項目が「健康保険」と「厚生年金保険」に細分化されるとともに、「雇用保険」を加えた3保険に未加入の場合の減点幅が引き上げられました。また、審査項目の細分化に伴い申請書及び結果通知書の様式が改正されました。【施行:平成24年7月1日】
16	建設業の許可や許可の更新等の申請と社会保険未加入対策の関係は。	社会保険未加入対策を進めるためには、行政としての取り組みも不可欠です。このため、国土交通省では平成24年5月に関係法令を改正し、同年11月から地方整備局又は都道府県の許可行政庁による建設業の許可や許可の更新等の際に、添付書類として「健康保険等の加入状況」の提出を求め、保険加入状況を確認しています。 建設業の許可等を申請した企業は、保険未加入の場合は、保険加入の文書指導を受け、加入状況の報告を求められることとなります。指導を受けてもなお保険に未加入の場合には、厚生労働省保険担当部局への通報が行われ、保険担当部局からの加入指導や保険関係法令に基づく職権適用などの措置を受けるほか、それでも加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受ける場合があります。
17	建設業許可が不要な、軽微な工事のみを請け負う業者にも保険加入の指導は行われるのか。	保険未加入対策は「建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保」と「法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の実現」を目的に進められています。これは建設業許可の有無にかかわらず実現していかなければならない課題です。 このため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で、元請は下請の許可の有無にかかわらず、軽微な工事のみを請け負う業者であっても、保険加入を確認・指導するよう求められています。将来的には、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業を、下請として選定しないよう求められています。
18	測量・設計業や警備業など、建設業に関連する業種も対象となるのか。	建設業とも密接に関係している測量・設計業や警備業界においても法令によって加入が義務づけられている保険に適切に加入することは必要なことです。 一方で、建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業の健全な発展の観点から、建設業を所管する立場による指導権限に基いて「建設業を営むもの」を対象に行っているものですので、最終的には建設業法に基づく処分権限等により担保されることとなります。 そのため、測量・設計業や警備業における社会保険未加入対策については、その実効性を担保する観点から、一義的には、各業種を所管している監督官庁や社会保険について所管している厚生労働省において検討して頂くべき課題です。
19	従業員数は直用の者を含めて数えるのか。	建設業の許可・更新時には社会保険などへの加入状況を記載した書面(様式第20号の3)の提出が必要になりましたが、ここには「従業員数」を記載することになっています。 従業員は通常、事業所に雇用されている人のことです。直用の者とは、一般的に「当該企業に専属で常時使用される関係にあるが、給与形態や保険加入などの処遇面で社員とは異なる者」とされています。しかし、「直用」とは一般的な呼称にすぎません。雇用関係や保険の適用関係を考える際には、その人が「労働者」なのか、請負で業務を請け負っている「事業者」なのかという観点から個別に整理することが必要です。 直用の者が従業員に該当するかどうかは、最寄りの年金事務所や都道府県労働局に確認してください。

No	質問内容	回 答
20	建設業許可の申請時に保険加入を証明する資料としてどういった書類を提出する必要があるのか。	「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料を提出又は提示する必要があります。 また、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料を提出又は提示する必要があります。
21	建設業許可の申請時に保険加入を証明する資料としてどういった書類を提出する必要があるのか。申請時の添付資料に記入する事業所整理記号や労働保険番号は何をみればわかるのか。	添付書類「健康保険等の加入状況」(様式第20号の3)に記載することになっている「事業所整理記号等」は、許可申請の際に一緒に提出または提示する、直前の健康保険および厚生年金保険の保険料の納入を示す「領収証書」または「納入証明書」などを見ればわかります。 「事業所整理記号等」のうち、「健康保険」欄には事業所整理記号および事業所番号(健康保険組合の場合は健康保険組合名)を、「厚生年金保険」欄には事業所整理記号および事業所番号を記載することになります。 また、「雇用保険」欄には労働保険番号を記載することになっていますが、これも、確認資料である申請時の直前の労働保険概算確定保険料申告書の控え、およびこれにより申告した保険料の納入を示す「領収済通知書」などを見ればわかります。
22	社会保険に加入していない企業は建設業の新規の許可や更新等の許可が受けられないのか。	社会保険に加入していない企業でも建設業許可の新規の許可や更新等の許可は受けられます。 ただし、保険未加入企業に対しては、地方整備局又は都道府県の許可行政庁から建設業の許可が通知される際に併せて指導文書が送られ、社会保険等への加入の指導及び一定期日までに加入した旨報告することが求められます。 保険未加入企業が許可行政庁の指導に従わずに、なおも社会保険等に加入しない場合は、企業名(事業所名)等が厚生労働省の保険担当部局に通報され、加入勧奨等の措置を受けるとともに、それでもなお加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受けることとなります。
23	保険未加入が判明した場合、すぐに許可行政庁から保険担当部局へ通報されるのか。	保険未加入対策の推進にあたって、まずは未加入企業に対する法律上の保険加入義務の周知徹底や未加入企業の自発的加入の促進が進められます。 未加入が判明した場合、許可行政庁はすぐに保険担当部局へ通報するのではなく、まずは指導文書により保険への加入を指導し、一定期日までに加入したことを報告するよう求めます。未加入企業が許可行政庁の指導に従わず、なおも保険に加入しない場合に、保険担当部局に企業名(事業所名)などが通報されます。
24	建退共への加入状況もチェックされるのか。	建設業退職金共済制度(建退共)への加入義務についての明確な基準はありませんが、経営事項審査(経審)では、建退共制度への加入の有無が審査項目とされています。 また、建設業の生産システム合理化指針の「専門工事業者の役割と責任」の指導方針で、建退共への加入は専門工事業者が果たすべき責任の1つに掲げられています。 さらに、過去の国土交通省通達では「現在の加入状況は建設業者数と比較して必ずしも満足すべきものでなく、また建退共制度に加入していながら共済手帳の交付を行わず又は共済証紙の貼付を行わない建設業者が一部に見られるなど、その履行状況は十分なものとは言い難い」として、発注者に対して現場説明で受注業者が建退共制度に加入することを奨励するとともに、普及・徹底をはかるよう求めています。

No	質問内容	回答
【元請企業から下請企業への指導】		
25	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」とは。	<p>社会保険等未加入問題については、関係者を挙げて対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められています。そのため、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要があります。</p> <p>元請企業には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第6条第2項の規定により、関係請負人に対し、雇用保険その他建設労働者の福利厚生に係る適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行う努力義務があります。</p> <p>一方、建設業法施行規則の改正等により、施工体制台帳、再下請負通知書、作業員名簿に保険加入状況を記載することとなり、保険加入状況を確認する仕組みが整えられました(平成24年11月1日施行)。「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、こうした状況を踏まえ、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして国土交通省において策定されたものです。</p> <p>同ガイドラインでは、元請企業の役割・責任として、現場における周知啓発、法定福利費の適正な確保のほか、協会会社組織を通じた加入状況の定期的把握と加入指導を行うこと、個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、二次以下の下請についても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと、作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うことが求められています。そして、遅くとも平成29年度以降においては、社会保険等の全部又は一部に適用除外ではなく未加入の建設企業を下請企業に選定しない取扱をすべき、適切な保険への加入が確認できない作業員についても、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱をすべきとされています。</p>
26	平成27年4月1日から適用する「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の具体的な改訂内容は。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、平成24年11月に施行したのですが、当初の内容は、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、その後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、内容の見直しなど所要の措置を実施することとしていました。社会保険等未加入対策については、取組を開始してから約3年が経過し、本ガイドラインを施行した時点から、関連する取組も進展してきたところです。そうした状況や、国土交通省で実施した社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査等の結果も踏まえ、本ガイドラインを改訂することとしました。</p> <p>本ガイドラインの改訂にあたっては、主に、①法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要であること、②社会保険等未加入対策の目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的な取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応(加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止)が必要であることという2つのポイントを課題として捉え、検討を行ったものであり、主な改訂内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、元請企業から下請企業に対する見積条件に本見積書の提出について明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。 ・提出された本見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。 <p>(2) 適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施(モデル現場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。 <p>(3) 情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、近年、普及してきている施工体制・労務安全書類の作成・管理に関する情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。 <p>(4) 施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。 <p>本ガイドラインの改訂については、元請企業及び下請企業において取り組んでいただくための指針であるため、平成27年1月15日から同年2月16日までパブリックコメントを実施し、提出いただいた意見も踏まえながら内容を決定しており、改訂内容については平成27年4月1日から適用となっています。</p>

No	質問内容	回答
27	元請企業に求められる保険未加入者の排除措置はどのようなものか。	<p>社会保険への加入を進め、未加入者を排除するためには、元請企業においては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、下請企業の保険加入を確認・指導することが求められます。具体的には、施工体制台帳(再下請負通知書を含む)や作業員名簿を用いて、下請企業やその労働者の保険加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導することになります。</p> <p>協力会社組織がある場合には、将来的に保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを見据えつつ、協力会社を指導することも求められます。</p> <p>なお、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきであること、また、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきであることが同ガイドラインで求められており、これを見据えた対応も必要となりますので、今の段階からすべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施して、その取組を拡大することや、作業員についても、工事の規模等に鑑みて可能である場合には、すべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望まれます。</p>
28	元請企業が下請企業の保険加入の指導を行うのはなぜか。	<p>建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)においては、元方事業主に対して、関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることが義務づけられています(第8条第2項)。</p> <p>元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っています。元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められます。</p> <p>とりわけ社会保険等については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、加入を徹底することが必要です。このため、下請企業に対する指導等の取組を行い、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められています。</p>
29	下請企業への現場での社会保険加入の確認・指導の具体的な方法は。	<p>元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険等に加入していることを確認し、いずれも適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこととなります。</p> <p>現場の技能労働者についても、新規入場者の受け入れに際して作業員名簿の社会保険欄を確認し、加入すべき保険に未加入である場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適切な保険に加入させるよう指導を行うこととなります。</p>
30	元請企業による指導の対象となる下請企業の範囲は。	<p>平成24年7月4日に国土交通省から示された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による下請指導の対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業が対象となります。</p>
31	元請企業は2次、3次など下位の下請企業も直接指導するのか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による下請指導に当たっては、元請企業がすべての下請企業に対して自ら直接指導を行うことが求められているわけではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法で行うことも可能とされています。</p> <p>ただし、直接の契約関係にある下請企業が指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要です。</p>
32	元請企業による保険加入の下請に対する指導の具体的な方法は。	<p>元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、その企業に対して早期に加入手続を進めるよう指導を行うこととなります。</p> <p>また、現場の技能労働者についても、新規入場者の受け入れに際して作業員名簿の社会保険欄を確認し、加入すべき保険に未加入である場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適切な保険に加入させるよう指導を行うこととなります。</p> <p>これらの指導に当たっては、状況に応じてまずは口頭による指導を行うことも考えられますが、最終的には文書による指導を行うことで、指導の実績を残して今後の下請企業の選定等に役立てていくことが適切です。</p>
33	元請企業による下請企業の保険加入状況の把握方法は。	<p>元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認することとなります。</p> <p>また、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して各作業員(建設業に従事する者に限る。)について作業員名簿の社会保険欄を確認することで作業員単位での保険加入状況を把握することとなります。なお、保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、近年、普及してきている施工体制・労務安全書類の作成・管理に関する情報システムを活用している場合は、関係資料を電子データで添付する方法によることも可能です。</p>

No	質問内容	回答
34	再下請負通知書による保険加入状況の確認はどのように行うのか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により二次以下の下請企業が社会保険に加入していることの確認をすること、また、確認の結果、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うことが求められています。</p> <p>この加入状況の確認に当たっては、必要に応じ、下請企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めることとなっています。なお、雇用保険については厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト(http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/)において適用状況を確認することができます。</p> <p>平成24年11月以降に発注者と特定建設業者が請負契約を締結した工事に係る施工体制台帳については、同ガイドライン別紙2の作成例を参考として作成し、適正な施工体制の確保に努めることが求められます。</p>
35	作業員名簿による確認・指導方法について。	<p>元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、建設工事の施工現場で就労する建設業に従事する作業員について、新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認することになります。</p> <p>確認の結果、</p> <p>①全部又は一部の保険について空欄となっている作業員</p> <p>②法人に所属する作業員であるにもかかわらず、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている者</p> <p>③個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員</p> <p>がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適用除外となる者を除き、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することになります。</p> <p>また、各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めるとともに、近年普及してきている施工体制・労務安全書類作成のための情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合には、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能です。</p> <p>なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当しますので、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年国土交通省告示第363号)に留意し、適切に取り扱うことが必要です。</p>
36	建設業許可を持たない下請企業も元請による指導の対象となるのか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、建設業の許可の有無にかかわらず下請企業に対する加入指導を元請企業から行うこととされており、建設業許可を持たない下請に対する指導も必要です。</p>
37	下請企業の未加入が判明した場合の取扱いは。	<p>元請企業は、下請企業が適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきとされています。</p> <p>また、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきです。</p>
38	保険加入の指導に従わない下請企業の取扱いは。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、現在のところ保険加入の指導をしても従わない下請企業について、下請契約を解除することまでは求められていませんが、下請企業について社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行っていくこととされています。</p> <p>また、社会保険等に未加入の企業は、保険関係法令を遵守していない不良不適格業者という位置付けとなりますので、下請企業の選定時には、こうした未加入企業と取引関係を持つことは望ましくないことから、将来的に下請から排除することも選択肢となり得ます。</p> <p>そして、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきとされています。</p>
39	台帳や名簿等の確認は必ず工事現場で行わなければならないのか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業には、直接の下請契約関係のない下請を含め、すべての下請企業に対し自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能とされています。</p> <p>これを踏まえ、本ガイドラインでは、下請企業に対する指導と確認の事務の相当部分を調達部門に担って頂くことを想定し、効率的な事務の実施を図るために協力会社組織を通じた指導や下請企業選定時の確認等について記載されています。</p> <p>再下請負通知書の確認は場合によっては支店・営業所で一元的に行うことも可能であり、工事現場では、ポスター掲示による周知啓発や、作業員名簿を活用した定型的なチェックなどを行うものとされていますが、必ずしも現場での書類確認が求められているものではなく、元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能とされています。</p>

No	質問内容	回答
40	元請企業は工事現場にいるすべての従業員の保険加入状況を把握する必要があるか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業には、直接の下請契約関係のない下請企業を含め、すべての下請企業に対し自ら直接指導を行うことが求められるのではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能とされています。</p> <p>同ガイドラインにおいては保険加入状況の把握は、作業員(建設業に従事する者)に限る。を対象に行うものとされており、事務員、清掃員や場内整備員、残土運搬運転手等、現場の建設労働者でない者を作業員名簿に記載させ、保険加入状況の確認を求めようとするものではありません。</p> <p>なお、派遣社員(事務員)については、派遣元会社が保険加入手続きを行います。建設業に従事する作業員の派遣が認められているのは「建設業務労働者就業機会確保事業」(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5章)による場合に限定されており、これによらない作業員の派遣は違法(偽装請負)ですので十分な留意が必要です。</p>
41	元請企業が未加入の下請企業を指導しているか、チェックされるのか。	<p>未加入の下請企業に対する元請企業からの加入指導については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業の役割と責任として、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要があるとされています。</p> <p>その上で元請企業には、施工体制台帳や作業員名簿を活用して確認する中で保険未加入が確認された際には、保険に加入するよう下請企業を指導することが求められています。</p> <p>許可行政庁からは、本店及び営業所への立入検査や建設工事現場の立入検査が行われる際に、元請企業が未加入の下請企業を適切に指導しているかチェックが行われます。</p>
42	元請企業が未加入の下請企業を指導していない場合、元請企業に対し何か罰則があるのか。	<p>許可行政庁が本店及び営業所への立入検査や建設工事現場の立入検査を行った際に、元請企業から未加入の下請企業に対する指導が行われていないことが確認された場合には、指導を行っていない元請企業は、現在のところ法令上の監督処分は予定されていませんが、許可行政庁から「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等の趣旨を踏まえ下請企業を適切に指導するよう指導等を受けることになります。</p>
43	社会保険未加入の作業員の入場を禁止する必要があるか。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきとされています。</p>
44	未加入業者を将来的に現場から排除することについての法令の根拠は。	<p>「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきとされていますが、これは法令で定められているものではなく、企業として期待される対応方針を示しているものです。</p> <p>社会保険の適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、社会保険に関する法令を遵守しない企業であり、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなります。このため、不良・不適格業者の排除について「入札契約適正化指針」(閣議決定)でも定められています。</p> <p>元請企業においては、これらを踏まえ、遅くとも平成29年度以降においては、保険未加入企業を下請企業として選定しない取扱いとすべきです。</p>

No	質問内容	回 答
【台帳、名簿の記載方法等】		
45	作業員名簿の様式はガイドライン別紙3の通りでなくてはならないのか。	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の別紙3は、作業員名簿の作成例であり、必ずしもこの形に沿ったものでなくても、社会保険の名称、被保険者番号等の必要な情報を記載する欄が分かりやすく設けられているものであれば問題はありません。
46	施工体制台帳の中で、一人親方については国保の番号を記載するのか。	施工体制台帳及び再下請負通知書におけるチェックは、事業所単位での加入状況を確認するものであることから、いわゆる一人親方が事業主として受注した場合には、「保険加入の有無」欄の「適用除外」を○で囲み、「事業所整理記号等」欄のうち各保険の番号欄は空白のままとします。 なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を、請負契約関係にある個人事業主にすることがありますが、請負契約の形式をとっていても業務遂行上の指揮監督の有無、専属性の程度などの実態が雇用労働者であれば、労働者として保険関係法令が適用され、それが明らかになったときは保険料の追納もあり得ることになりますので留意が必要です。
47	下請企業を指導する義務は施工体制台帳の作成が義務づけられていない元請企業には課されていないのか。	施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところです（「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日建設省経建発第147号)参照)。 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、建設工事の施工に係る下請企業の社会保険等の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきであるとされています。
48	作業員の保険加入番号の把握は個人情報保護法に抵触する恐れがあるのではないのか。	作業員名簿に記載する被保険者番号等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年国土交通省告示第363号)に留意し、適切に取り扱うことが必要です。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的(保険加入状況を元請企業に確認させること)を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要です。

No	質問内容	回 答
【一人親方について】		
49	一人親方は労働者か、それとも請負人か。	労働基準法では、労働者とは「事業又は事務所で使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と定められています。一般的に、一人親方は、請負を前提とした働き方をしており、誰かに使用されているわけでもなく、賃金が支払われているわけでもない事業者ですので、労働者には当たりません。 ただし、「労働者」に該当するか、それとも「事業者」に該当するかは、労働の実態によって判断される必要があります。一人親方といっても、全ての工事現場で事業者に該当し労働者に該当しないというわけではなく、社会保険等の法律の適用に当たっても、業務遂行上の指揮監督の有無、専属性の程度など、その時の仕事の実態に応じて労働者なのか請負人なのか判断されることとなります。
50	労働者か請負人かを見分ける方法は。	建設労働者を社会保険などに確実に加入させるためには、労働者か請負人かを正確に把握しておく必要があります。しかし、建設工事に従事している人びとが、労働者として働いているか、請負人の立場で働いているかを見分けることは困難です。とくに建設業の場合、働いている人自身も自分がどの立場で働いているか不明な場合が多く、施工体制台帳や再下請負通知書の作成にあたって混乱が生じます。そこで、労働者か請負人かを本人と直接面談または書面などで確認する方法があります。国土交通省では、労働者か請負人かを判断するためのチェックシート等を掲載したリーフレットを作成しています。
51	労働者か請負人か判断が難しいケースがあるのだが。	建設業においては、様々な形で労務の提供が行われていますが、その働き方が「労働者」に該当するか、それとも「事業者」に該当するかは、その立場により適用される法律が異なるため、非常に重要な問題です。 労務の提供者が労働者に該当する場合には、通常、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入義務があり、事業主は、その労働者のため保険料の事業主負担分を支払うことが必要です。一方、事業者には該当する場合には、雇用保険は適用されず、医療保険及び年金保険はその労務提供者自身で国民健康保険及び国民年金に加入することとなります。 労務の提供者が労働者に該当するのか事業者に該当するのかは、雇用契約を結んでいない、請負契約を結んでいる、といった外形にかかわらず、業務遂行の際具体的な指揮監督を受けているのかどうか、機械・器具等は自分のものではなく工務店等のものを使用しているのかどうか、特定の企業の仕事のみを長期にわたり継続して請け負っているかなど、労働の実態によって判断されることとなります。 国土交通省は、労働者性や請負等の判断基準を現場で当てはめた際に、どのような場合に労働者に該当し、事業者に該当するのか、分かりやすい事例を示したリーフレットを作成しています。
52	法定福利費の事業者負担を避けるため、一人親方などの請負の重層化が進むのではないか。	保険未加入対策を進めると、労働者を雇用する企業は雇用関係にある労働者のための法定福利費(保険料の事業主負担分)の負担が増加することになりますが、この負担を軽くするために、社員として雇用していた技能労働者との雇用関係を解消して1人親方として独立させ、その1人親方と請負関係を結ぶ企業が出てくるおそれがあります。 業務委託や個人請負の形式をとったとしても、実態が雇用労働者であれば、このような企業の都合による1人親方化は、就労環境の改善のために進められている保険未加入対策に逆行する脱法行為であり、実態が労働者であることが判明したときには、労働者として社会保険関係法令が適用され、保険料の追納や労働関係法令に基づく処分を受けることがあります。このため、関係者を挙げて対策に取り組む必要があります。 国土交通省では、一人親方の保険加入を進めるため労働者性の判断基準などについてリーフレットを作成して周知しています。 また、建設業団体では重層下請構造の是正に向けて自主的に取り組むことが期待されています。 さらに、国土交通省が進めるダンピング対策の徹底とあわせて、保険加入の原資である法定福利費が適切に確保することができるよう、専門工事業団体が進めている法定福利費を内訳明示する標準見積書等の活用、元請企業から下請企業への標準見積書の活用等により内訳明示した見積書の提出について見積条件に明示すること等が推進協議会において申し合わされているところです。
53	社会保険の強制加入が進むと1人親方が増えるというが。	事業者である1人親方については、企業にただちに直接雇用することが求められるものではありませんが、他の技能労働者と同様に、必要な保険(国民健康保険、国民年金)へ加入するよう促していく必要があります。 一方、保険加入を徹底すると、技能労働者を雇用する企業にとって法定福利費の負担が増えることから、これを避けるために社員の雇用関係を解消して1人親方(事業者)とし、その1人親方と請負関係を結ぶ企業が出ています。 このような企業の都合による1人親方化は、就労環境の改善のために進められている保険未加入対策に逆行するもので、関係法令に違反する違法行為です。 企業の都合で形式的に請負関係にしたとしても、その実態が雇用関係である場合には請負人とは認められず、健康保険法や厚生年金保険法の適用にあたって雇用関係があるものとして取り扱われます。 このため、企業の法定福利費負担が軽くなるはず、むしろ、保険料未納によるペナルティを受けることにもなりかねません。雇用関係にあると認められる者については、無理に1人親方にせず、適正に雇用関係を結ぶべきです。
54	なぜ一人親方の増加を抑える必要があるのか。	建設業は古くから請負という構造のなかで発展してきました。そのなかで職人は経験を積んで、いずれ1人親方になってさらに親方を目指すという流れがありました。しかし、近年は建設投資が大きく減少するなかで、景気の変動や受注量の増減に合わせてできるだけ身軽な経営をするための調整弁として、1人親方が使われる側面が強くなっています。 とくに社会保険等未加入問題への対策を進めるなかでは、それまで社員として雇っていた技能労働者の社会保険料などの法定福利費の負担を軽くするために、技能労働者を社外に出して親方への請負という形をつくることで、一人親方が増加することが懸念されます。 1人親方は「請負人か、それとも労働者か」の判断が難しく、施工体制台帳や再下請負通知書をつくらせ、関係者を悩ませています。 また、重層下請構造の改善が求められる中で、擬装請負、労働者供給事業の禁止など、1人親方をめぐって解決すべき問題が山積しています。この問題に建設業界自らも真剣に取り組む、技能労働者の地位や立場を明確にすることが重要な課題です。

No	質問内容	回 答
55	<p>一人親方対策として何を行えばいいのか。受注量の変動がある以上、雇用化は無理ではないのか。</p>	<p>法定福利費の負担の増加を嫌って、技能労働者を雇用する企業が雇用関係を解消して一人親方とすることがないようにするためには、関係者がそれぞれの立場から取り組むことが重要です。国土交通省では、労働者性の判断基準について周知徹底することとしています。建設業者団体には、会員企業と共に重層下請構造の是正に向けた自主的な取組を進めることが期待されます。</p> <p>また、企業の都合による請負関係が生じないようにするためには、企業が法定福利費を負担できるようにすることが重要です。このため、国土交通省では、ダンピング対策の徹底とともに、専門工事業における法定福利費の内訳明示を推進しています。なお、国土交通省直轄工事においては、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映されるように改善されました。</p>

No	質問内容	回 答
【法定福利費の確保】		
56	法定福利費の確保に向けた行政の取り組みは。	<p>社会保険などへの加入の原資となる法定福利費が、発注者から元請を経由して個々の下請まで適正に支払われるようにするためには、各専門工事業団体において内訳明示された見積書の提出を進めるとともに、発注者、元請、下請それぞれの立場から法定福利費の確保が進められるようにすることが重要です。</p> <p>このため、国土交通省は各専門工事業団体に対して、法定福利費を内訳明示した見積書を作成・活用するよう要請するとともに、発注者、元請、下請それぞれの取組を進めるため、次のような取り組みを行っています。</p> <p>①民間発注者団体に対し、低価格発注を避け、法定福利費が確保されるよう見積、入札、契約の際に配慮するよう求める</p> <p>②発注者・受注者間の法令遵守ガイドラインおよび元請・下請間の法令遵守ガイドラインで、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきこと、状況によっては建設業法に違反するおそれがあることを示す</p> <p>③事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、国土交通省直轄工事の積算方法を見直し</p> <p>④平成25年度以降の公共工事設計労務単価の改定に当たり、未加入者分も含めて法定福利費の本人負担分相当額を適切に反映するとともに、併せて、建設業団体、公共発注者及び民間発注者団体宛に、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、社会保険の加入の徹底等について要請する、</p> <p>⑤総合工事業者（元請）から専門工事業者（下請）へ法定福利費が適切に支払われるようにするため、元請工事業団体に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出について、元請企業において同見積書の提出を下請企業への見積条件とするなど、提出しやすい環境を整備するとともに、それを尊重して下請契約を締結するよう要請する</p> <p>⑥下請企業に対し、下請企業が標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に見積書の作成・提出を求めるよう働きかける旨を要請する</p> <p>⑦元請工事業団体に対し、法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、元請・下請間の法令遵守ガイドラインを踏まえ、見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう要請する</p> <p>⑧総合工事業団体（元請）に対し、主な民間発注者団体に法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう求める旨を要請する</p> <p>⑨主な民間発注者団体あてに見積・入札・契約の際、受注者から提示される法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知を発出するとともに、地方公共団体等に対して、国土交通省と同様の取組を行うよう要請する。</p>
57	下請企業から元請企業（上位の注文者）に対して提出する見積書に法定福利費の内訳を明示することは法律上の義務であるのか。	<p>社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて法定福利費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を業界挙げて推進中です。</p> <p>この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的に義務づけた法律等の規程はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。</p> <p>また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、建設産業において、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取組むべき事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。</p>
58	公共工事の発注価格には法定福利費は含まれているのか。	<p>法定福利費は、工事の受注者が義務的に負担しなければならない経費ですので、発注者が所要額を適切に見込む必要があります。</p> <p>国土交通省では直轄工事において、社会保険等の加入に必要な法定福利費（事業主負担分、本人負担分）を適切に反映できるよう以下のような措置を実施しております。</p> <p>(1) 事業主負担分に関する措置</p> <p>① 国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、現場管理費率式の見直しを実施</p> <p>② 国土交通省官庁営繕工事における積算については、平成25年10月公告分から、複合単価および市場単価の補正を実施</p> <p>(2) 本人負担分に関する措置</p> <p>平成25年度以降の公共工事設計労務単価において、社会保険への加入徹底の観点から必要な法定福利費相当額を反映</p>

No	質問内容	回 答
59	法定福利費を確保するため、専門工事業団体は何をすればいいのか。	<p>専門工事業(下請)における見積書は、一般的にキロ単価やトン単価で表示され、専門工事業者が負担すべき法定福利費の金額が明らかではありません。これでは、元請や発注者に法定福利費の負担を求めることも困難です。</p> <p>このため、見積りに当たって従来の総額単価ではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。</p> <p>見積時に内訳明示する法定福利費相当額は、自社の施工実績等に基づいて算定することが基本です。しかし、外注するなどして正確な把握が困難な場合もありますし、業種ごとの特性によって見積方法も様々です。そのため、各専門工事業団体において、見積時に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成するとともに、各業界の取引実態も踏まえ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、作成手順書も含めて策定し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業者の参考に供し、専門工事業者が見積時に元請などに対して提示していくことができるよう取り組んでいます。</p> <p>専門工事業団体には、書式などを作成したうえで、団体による説明会、団体ホームページへの掲載、下請企業自身の経理の明確化など、様々な機会をとらえて、関係者への周知啓発等を進めるとともに、実際に元請との間で活用するよう働きかけることが求められます。</p> <p>国土交通省もこうした取り組みが実効あるものとなるよう、民間発注者団体や元請工事業団体、公共発注者に対して要請を行っております。</p> <p>また、関係者が課題や取り組み方針を協議し、情報共有をはかる場として設置している「社会保険未加入対策推進協議会」では、平成25年9月に開催した第三回の会合において下請企業から元請企業へ法定福利費を内訳明示した取組を一齐に活用すること、平成27年1月に開催した第四回の会合において、法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について関係者間で申し合わせを行っております。</p> <p>各専門工事業団体においては、この申し合わせに基づいて、主に下請企業となる会員企業が、雇用者と請負関係にあるものを明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行うよう指導を強化すること、注文者(元請企業又は直近上位の下請企業)に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実に提出すること、自社の経理を明確化することを実行できるように働きかけていくことが求められます。</p>
60	専門工事業団体による標準見積書の作成はどのように進められたのか。	<p>平成24年5月に開催された第1回社会保険未加入対策推進協議会で、国土交通省は各専門工事業団体に対して、法定福利費を内訳明示する標準見積書とその作成手順書の作成を要請しました。これを受け、専門工事業団体で検討を行い、同年10月に開催された第2回推進協議会に各団体が作成した標準見積書案が登録され、試行に着手することとされました。</p> <p>その後、標準見積書等の具体的な運用や活用の促進を図る上で、元請企業と下請企業で認識をすり合わせる必要がある課題や関係者が協力して取り組むべき事項が明らかになってきたことから、平成25年4月に開催された同推進協議会ワーキンググループにおいて法定福利費の内訳明示に向けた課題と対応について申し合わせが行われました。</p> <p>これを受け、各専門工事業団体では、国土交通省と連携して既に登録されていた標準見積書及び策定手順書を、適用する保険料率の考え方や、計算手順、歩掛等の根拠の明確化、適用除外である者の取扱い等について、共通の考え方によりブラッシュアップを進め、同年9月に開催された第3回社会保険未加入対策推進協議会において、ブラッシュアップの結果を踏まえた標準見積書を登録するとともに、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一齐に開始することについて申し合わせを行っています。</p>
61	「作成手順書」には何が定められているのか。	<p>見積時の法定福利費の内訳明示を進めるにあたって、各専門工事業団体では、標準見積書とあわせてその作成手順書の検討・作成がなされている団体もあります。</p> <p>作成手順書は、標準見積書の作成の手引きとなるものです。標準見積書の様式への記載例のほか、様式への記入にあたっての留意事項、内訳明示する法定福利費の算出方法などをわかりやすくまとめたものとなっているものもあります。</p> <p>標準見積書や作成手順書は、それぞれの専門工事業団体に所属する会員企業などの間で共有されるものですので、団体に加入する企業にとって理解しやすいものにすると同時に、標準見積書を提示する相手方の元請などから求められた場合にも説明可能なものとなるよう作成されています。</p>
62	法定福利費の内訳明示は下請総額に占める法定福利費の総額でいいのか。	<p>見積時の法定福利費の内訳明示は、工種ごとの金額ではなく、総額について行うことが想定されています。なお、総額の算出の過程では、一定の積み上げを行う手法によることも考えられます。</p> <p>具体的には、各専門工事業団体が作成する「作成手順書」(見積時に法定福利費を内訳明示するための標準見積書とあわせて検討・作成するもの)で、算出方法を示している団体もあります。</p> <p>算定に当たっては、各業種の実情に応じた一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本となります。</p> <p>なお、業種によっては労務費の総額を算出することが困難な場合があり得ることから、例外的な方法として、工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採ることも考えられます。</p> <p>この場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められます。</p> <p>ただし、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められないことは言うまでもありません。</p>

No	質問内容	回答
63	労務費相当額がわからず、法定福利費の額を抜き出すのが難しい場合は。	現在の民間工事に係る工事の受注では、キロ単価やトン単価による見積りが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかわかりにくい状況となっています。しかしながら、法定福利費は本来、発注者も必要経費として適正に考慮すべきとされていることを考えると、従来の総額単価による見積りだけではなく、そのなかに含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していくことが必要です。法定福利費の額を計算するには、材工込みの単価に含まれる材料費や機械費と労務費とを区別することにより、見積りの内容を詳細にするなど、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出する必要があります。見積りは自社の施工実績等に基づいて法定福利費を算定することが基本です。しかし、外注するなどして、正確な把握が困難な場合があることから、各専門工事業団体において業種ごとに見積時に法定福利費を内訳明示するための標準見積書を作成しており、これを活用しながら算出することが考えられます。なお、見積書は、その時点で見込まれる価格を提示するものですので、実際の作業に従事する1人ひとりの労務費まで決定していなくても、法定福利費の額を算定することは可能と考えられます。
64	見積の段階では、社会保険等に加入すべき作業員が把握できないので、必要な法定福利費が正確に把握できないのだが。	法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合には、法定福利費の算出にあたって、個人事業主、一人親方など、法定福利費(事業主負担分)を必要としない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないことが基本となります。しかし、見積段階では、適用除外となる者の数や割合が判らないことが多くありますので、その場合の対応として、①直轄土木工事の予定価格の積算や平成25年度以降の公共工事設計労務単価において、一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず、法定福利費(事業主負担分)の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象としつつ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することが求められます。
65	受注者に対し、社会保険料を支払わない発注者や元請は原価割れ契約を禁止する建設業法第19条の3に違反しているのではないのか。	社会保険料などの法定福利費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものです。このため、発注者および受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきです。発注者や元請が請負契約の締結にあたって、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない請負金額となった場合、発注者や元請は受注者に対し、保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発させるおそれがあるとともに、建設業法第19条の3違反の当事者となるおそれがあります。
66	指し値発注の中で法定福利費をオンさせることは難しいのではないのか。	指し値発注とは、発注者が受注者との請負契約を交わす際、受注者と十分な協議をせず、または受注者との協議に応じることなく、発注者が一方的に決めた請負代金の額を受注者に提示(指し値)し、その額で受注者に契約を締結させることをいいます。これは建設業法第18条の規定(建設工事の請負契約の原則)を無視することになり、同法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反するおそれがあります。発注者と元請、元請と下請など、契約の当事者間には、一般に交渉力の格差などがあるため、公正な取引・契約関係を構築することが難しい面があり、現在、適正に支払われていない法定福利費の確保についても同様の問題があります。しかし、法定福利費を負担する下請、下請に法定福利費を支払う元請の側から、それぞれ元請や発注者に対して適切な負担を求めていかなければ、現状は変わりません。国土交通省では、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、平成25年度公共工事設計労務単価から、法定福利費(本人負担分)相当額を適切に反映するとともに、建設業団体、公共発注者及び民間発注者団体宛に、技能労働者への適切な水準の賃金支払いと社会保険への加入の徹底等を繰り返し要請しています。また、主な民間発注者団体あてに見積・入札・契約の際、受注者から提示される法定福利費を尊重して適正に考慮することを求める通知を发出し、取組に対する理解を求めています。
67	法定福利費は民間工事では計上できないのか。	社会保険などは労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられています。これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費ですので、公共工事、民間工事の別を問わず、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものです。このため、発注者と受注者は、公共工事、民間工事の別を問わず、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮する必要があります。国土交通省も主な民間発注者団体に対し、法定福利費が着実に確保されるよう、見積、入札、契約の際に配慮するよう求めています。
68	法定福利費を別途請求できる仕組みを作ることがまず必要ではないのか。	現在、多くの専門工事業団体では、それぞれの業種ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成しています。これは、専門工事業者(下請)が必要な法定福利費の額を明示できなければ、工事全体で必要となる法定福利費を確保するための調整も困難なためです。法定福利費の別途請求にはさまざまな仕組みが想定されますが、いずれにしても、法定福利費の内訳明示を進めることが必要な費用の確保に向けた第一歩であり、引き続き国土交通省において更なる普及・定着に向けた環境整備を進めていくことにしています。

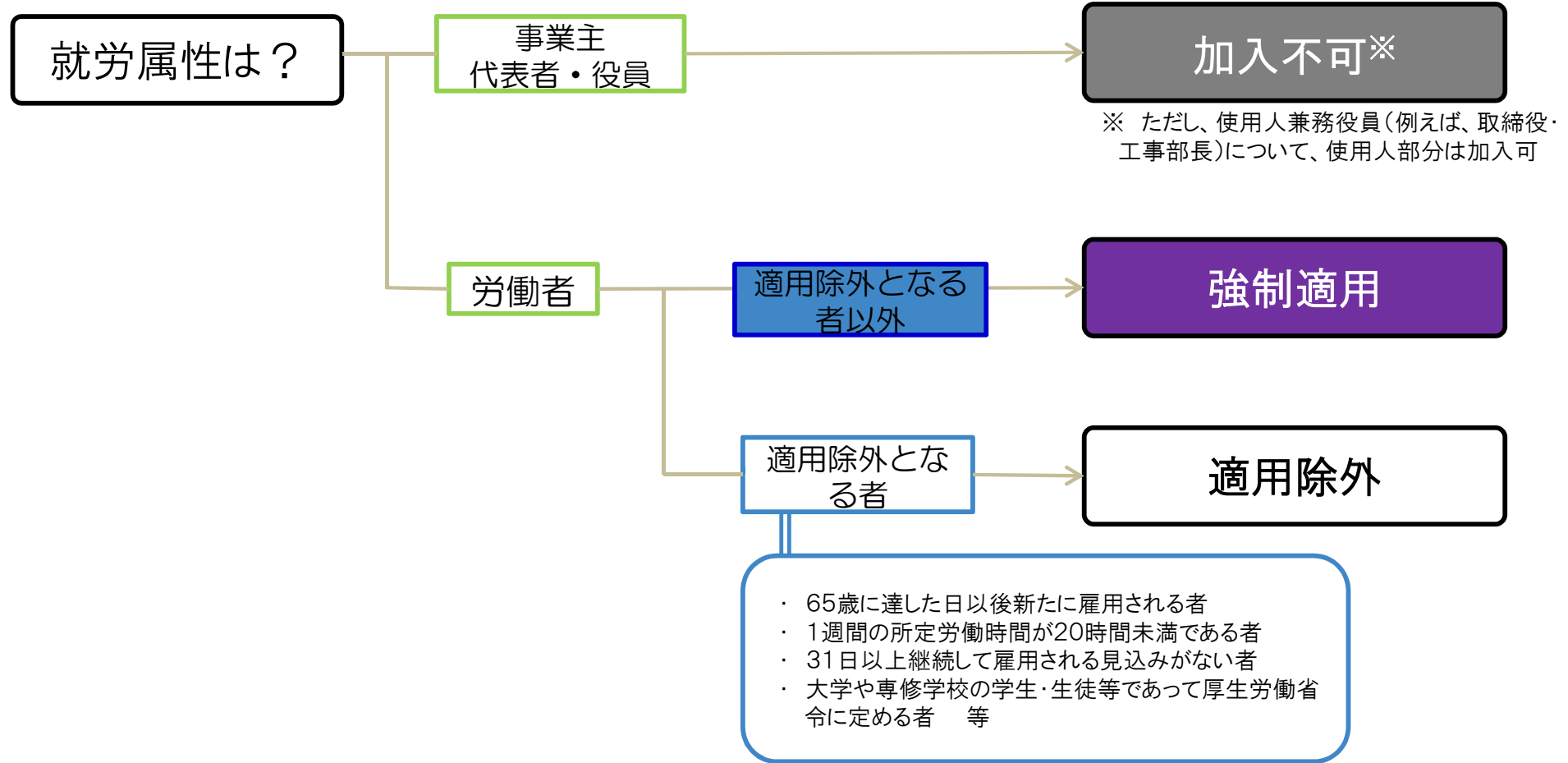
No	質問内容	回 答
69	消費税のように契約額に一定率を掛ける形で法定福利費を支払う方法はとれないのか。	<p>社会保険などの保険料のうち、事業主負担分である法定福利費は、労働者の給与金額に応じていくつかの段階に分けた標準報酬月額に健康保険、年金保険、雇用保険の各保険料率を掛けることによって計算することが、法令で定められています。</p> <p>工種や企業などによって、契約額に含まれる労務費の割合が高い場合も低い場合もある中で、契約額に一定率を掛けることによって一律に法定福利費を算定する方法がどこまで関係者の理解を得られるか、現時点では不透明であると言わざるを得ません。</p> <p>このため、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の推進に当たっては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本とされています。</p> <p>なお、業種によっては労務費の総額を算出することが困難な場合があり得ることから、例外的な方法として、工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採ることも考えられます。</p>
70	保険料相当額を発注者の見積りに算入することが必要ではないか。	<p>保険未加入対策を進めるうえで、まず、発注者の段階から法定福利費が確保されるようにすることが重要です。</p> <p>民間発注者にも周知されている「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」では、①発注者と受注者は見積りの段階から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきである ②法定福利費相当額を含まない金額で請負契約を締結した場合には、保険加入義務を定めた法令の違反を発注者が誘発するおそれがあり、不当に低い請負代金を禁じる建設業法第19条の3に違反するおそれもある、として発注者にも法定福利費の確保が求められています。</p> <p>また、国土交通省では、民間発注者団体に、①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできるかぎり避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと ②技能労働者などに係る法定福利費が確保されるよう、見積、入札、契約の際に配慮することなどを要請しています。</p> <p>国土交通省直轄の土木工事では、平成24年4月から、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるように、現場管理費率式の見直しを実施されました。</p> <p>また、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、平成25年度公共工事設計労務単価からは、未加入者分も含めて法定福利費の本人負担分相当額が適切に反映されるように改訂するとともに、併せて、建設業者団体、公共発注者及び民間発注者団体宛に、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、社会保険の加入の徹底等について繰り返し要請しています。</p> <p>こうした取り組みの中で、専門工事業者(下請)は総合工事業者(元請)へ、総合工事業者は発注者へ、法定福利費の適切な確保をそれぞれ働きかけることで、発注段階における法定福利費の見積算入が具体化していると考えられます。</p>

No	質問内容	回 答
【関係者が一体となった保険未加入対策】		
71	社会保険未加入対策推進協議会とは何をする団体で、どんな人が参加しているのか。	社会保険未加入問題は業界の構造や慣行などに起因するので、問題解決を個々の企業に委ねるのではなく、行政・発注者・元請・下請・労働者などの関係者が一体となって対策を進める必要があります。このため、関係者が課題や取り組み方針を協議し、情報共有をはかる場として「社会保険未加入対策推進協議会」が平成24年5月に全国レベルで設立され、7月以降、地方ブロックレベルでも同協議会が設置されました。また、協議会の下には協議会の円滑な運営を図るためワーキンググループが設置され実務的な意見交換などを行っています。この協議会には、全国レベル、地方ブロックレベルのいずれにも建設業団体、関係団体、行政（保険担当部局、建設業担当部局）などが参加しています。協議会では、未加入対策を進めるうえでの課題、取り組み方針などを協議するとともに、関係者の取り組み状況の定期的な情報共有などが行われています。協議会の活動のもと、関係団体で「社会保険加入促進計画」の策定や、法定福利費を内訳明示した見積書活用の推進・強化などが進められています。
72	建設業団体から会員企業への周知はどのように行えばいいのか。	協議会に参加する各建設業者団体では、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、団体での現状と合わせて、周知啓発・現場での確認・指導・法定福利費の確保など様々な側面からの自主的な取組方針を示して、毎年フォローアップを実施することとしています。会員企業に対しては、 ①その策定する加入促進計画の内容をよく説明し、その着実な実施を求めること ②協議会における議論の内容、申し合わせ等について、周知を行うことが、保険未加入対策を進める上で重要です。
73	建設業団体に加入していない事業者へどう周知するのか。	建設業団体に加入していない事業者には、企業間のつきあいの中での周知や、人が集まる工事現場などでの元請を通じた周知が効果的かつ重要です。このため、国土交通省は建設企業や労働者に保険への加入を周知啓発するための資料として、工事現場に掲示できるポスターや配布しやすいリーフレットの版下などをホームページに掲載しています。
74	周知・啓発のポスター、チラシやパンフレットを入手するには。	国土交通省では、元請企業・下請企業・技能労働者向けのチラシや、現場周知用のポスター、発注者・元請企業・下請企業・技能労働者向けのリーフレットの版下が作成され、各建設業団体に電子データが配布されていますので、各団体の事務局にお問い合わせください。また、国土交通省のホームページでも電子データが提供されています（ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html ）。
75	保険加入に消極的な経営者に対して労働者からできることは。	社会保険などに加入すると、企業には保険料の事業主負担分（法定福利費）を支払う必要が生じるため、経営者はそのための原資を確保しなければなりません。また、各種の手続きも必要になります。このため、保険加入に消極的な事業者もいるでしょう。未加入企業で働く労働者の方は、国土交通省ホームページ（ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html ）に掲載されている事業者向けのパンフレットやリーフレットを活用して、 ①加入は法律上の義務であるとともに、労働者からすれば給付を受ける権利でもあること ②元請からも加入を指導されること ③「法令遵守ガイドライン」でも法定福利費の確保が求められていること ④平成29年度以降は未加入企業や未加入労働者の排除が求められていること ⑤法定福利費の確保に向けて、関係者が一体となって取り組むとされていることなどを説明してねばり強く働きかけるべきです。また、なかなか理解が得られない場合は、国や都道府県の建設業許可部局や年金事務所、ハローワークなどの保険担当窓口にご相談することも必要です。
76	社会保険等への加入手続きについて相談したいときは。	保険制度や加入方法についてご相談がある場合には、（一財）建設業振興基金に設けられた相談窓口を経由して、全国社会保険労務士会連合会が依頼する社会保険労務士の相談員に無料の電話相談に応じてもらうことができます。詳しくは、 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/ をご覧ください。実際の加入手続きを社会保険労務士に代行してもらう場合には、業務委託契約を結ぶ必要があり、これは有償となりますが、上記の建設業振興基金、全国社会保険労務士会連合会を通じて、社会保険加入手続きの委託に応じてくれる社会保険労務士のリストの提供を受けることができます。

(参考)社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



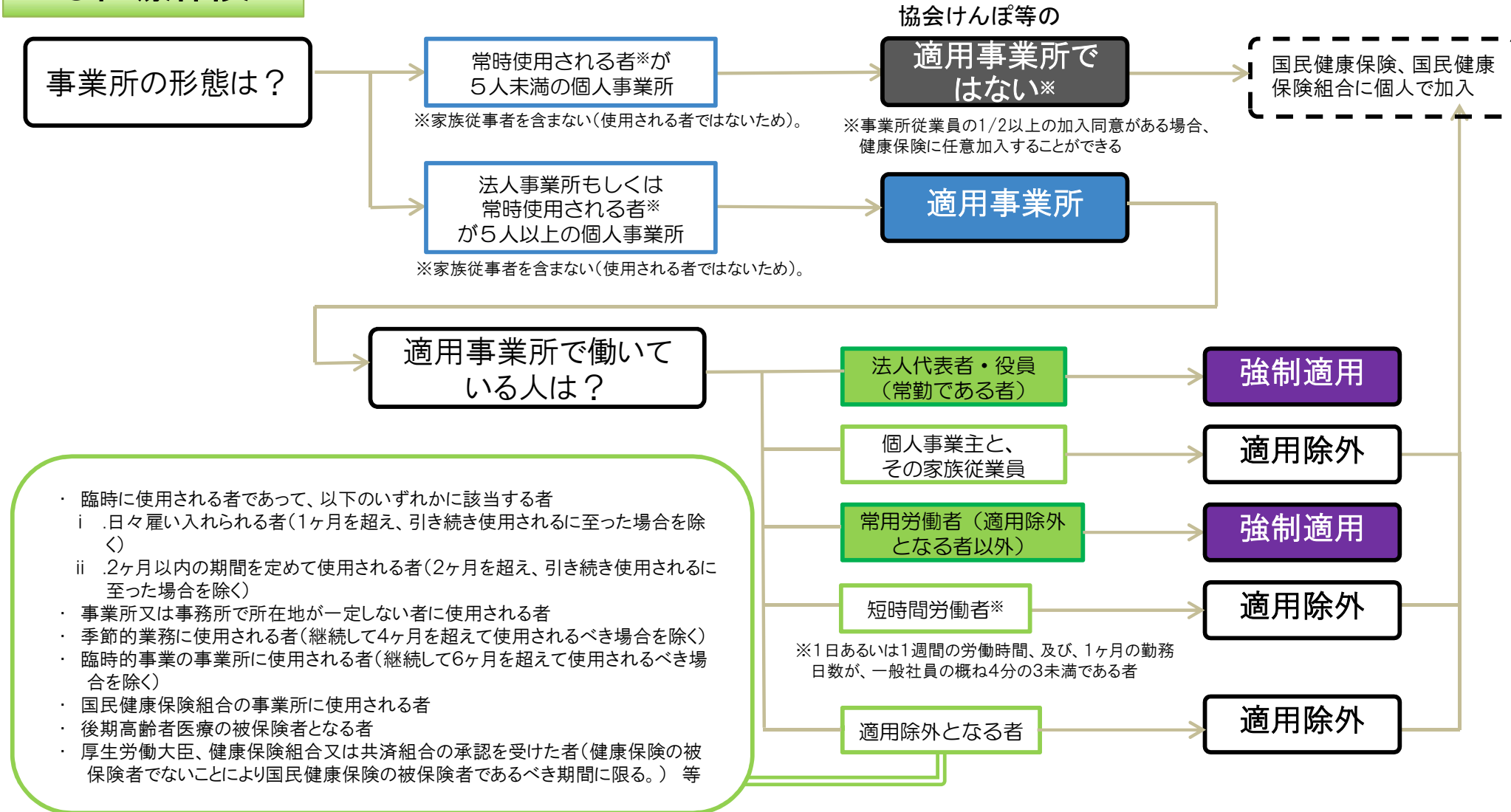
・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。

・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考)社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。

・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。

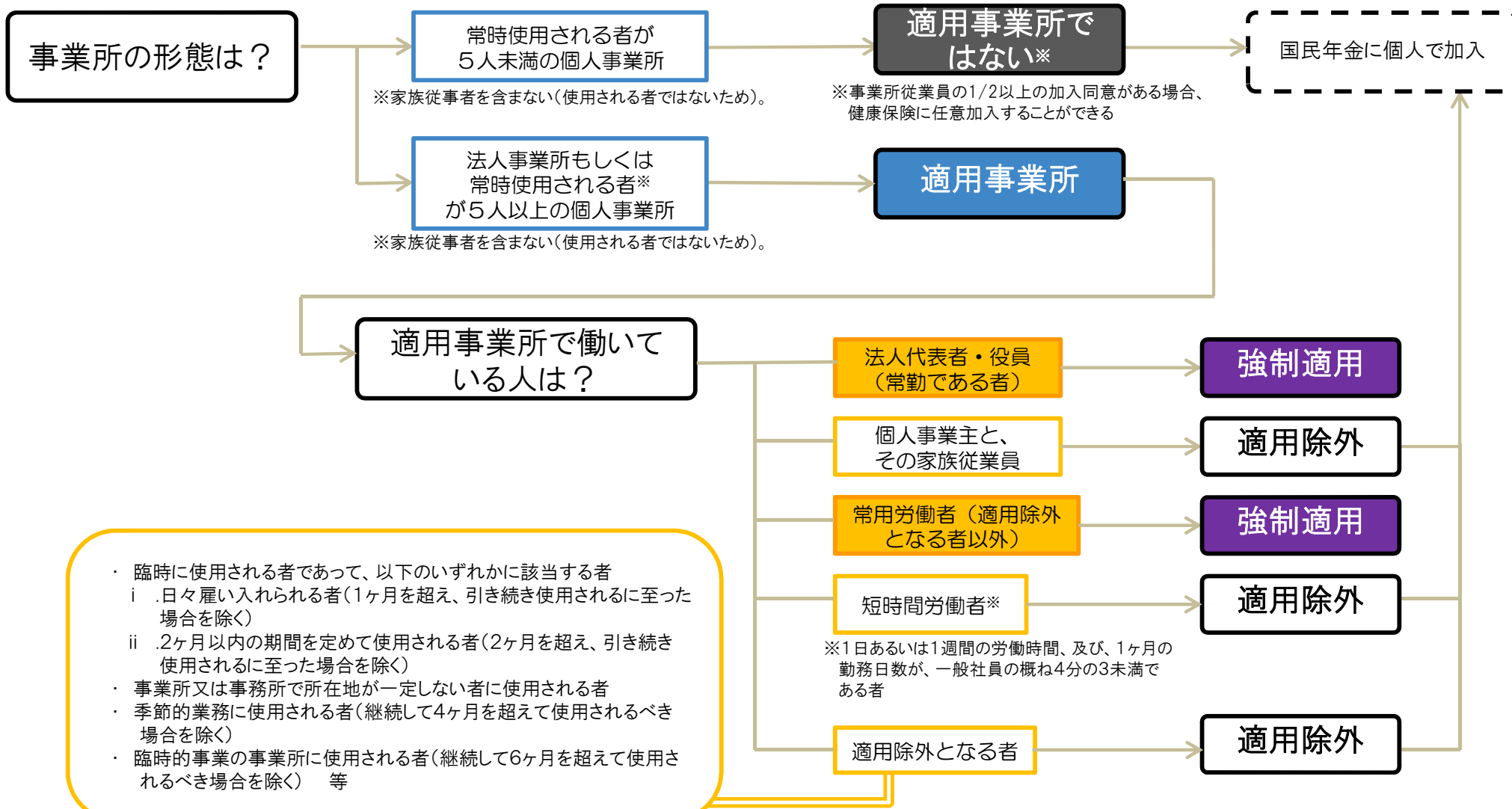
・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。

・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考)社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

受注者の皆様へ

山梨県では、「建設業の社会保険対策について」の情報提供等を次のサイトへ掲載しておりますので、参考にしてください。

山梨県庁ホームページの技術管理課サイト